

豪雪災害対策本部を設置しました

県では、「大雪に関する情報連絡室」体制により、大雪に対する警戒にあたっていたところですが、連日の降雪により積雪量が増加し、今後の降雪により被害が生じるおそれがあることから、今後の対応に万全を期すため、本日 12 時 00 分に、災害対策基本法第 23 条に基づく、知事を本部長とする「豪雪災害対策本部」を設置しました。

本件についてのお問い合わせ先
防災局危機対策課 課長補佐 西沢
電話 025-282-1631 (内線 6431)